

徳島県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年3月11日

徳島県監査委員 数 藤 善 和
同 福 永 義 和
同 片 山 義 司
同 喜 田 隆 明
同 三 木 義 亨

監査結果の公表年月日	平成21年11月25日									
監 査 の 結 果			講 じ た 措 置							
<p>1 歳入で未収となっているもの</p>	<p><長寿保険政策局長寿社会課> 社会福祉使用料（県立軽費老人ホーム千秋園使用料）の収入未済について、今後債権の回収を図っていく必要がある。</p> <p>社会福祉使用料（県立軽費老人ホーム千秋園使用料）の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="479 791 965 962"> <tr> <td>平成20年度決算額</td> <td>3,069,875円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算額</td> <td>2,689,464円</td> </tr> <tr> <td>増 減 額</td> <td>380,411円</td> </tr> </table>		平成20年度決算額	3,069,875円	平成19年度決算額	2,689,464円	増 減 額	380,411円	<p>現在、収入未済となっている債務者は1名である。 債務者本人に資力がないため、従来から債務者の身元引受人が支払いを行ってきたが、当該身元引受人の家庭の経済的事情を考慮し、分割納付を認めた結果、毎年度、少額の納付にとどまっている。 これまでの未収金については、弁護士とも綿密に協議したうえで、なお一層の督促及び身元引受人との話し合いを強化し、身元引受人の家庭の状況も考慮しつつ、確実に支払ってもらえるよう努めてきたところであり、平成20年度においては少額ながら徴収した。 平成21年度においても、身元引受人に対し、面談・電話にて督促してきたところ、12月末までに5,000円の収納が確認できたところである。 なお、10月15日開催された徳島県未収金対策委員会の審議結果も踏まえ、今後とも継続して面談・電話により、納付額の増額を含めて、確実に納付されるよう、督促を行う予定である。</p>	
平成20年度決算額	3,069,875円									
平成19年度決算額	2,689,464円									
増 減 額	380,411円									
	<p><東部保健福祉局〈徳島庁舎〉> 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="479 1294 965 1417"> <tr> <td>平成20年度決算額</td> <td>98,179,973円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算額</td> <td>84,142,845円</td> </tr> </table>		平成20年度決算額	98,179,973円	平成19年度決算額	84,142,845円	<p>1. 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況 平成20年4月にこども未来課から移管された児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子自立支援員が連携しながら債権回収に努めている。 文書や電話での督促や戸別訪問（随時）を実施するとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行っている。 その結果、平成20年度決算額で6,550,662円であった収入未済額のうち、平成21年12月末までに640,480円を収納した。 今後とも、関係市町村と連携しながら債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じて分割納入の措置をとるなど、個々のケースに応じたきめ細やかな対応を行うとともに、計画的な返納指導を強</p>			
平成20年度決算額	98,179,973円									
平成19年度決算額	84,142,845円									

増 減 額	14,037,128円
-------	-------------

平成20年度決算額にはこども未来課から移管された6,550,662円を含む。

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成20年度決算額	130,541,203円
平成19年度決算額	28,922,487円
増 減 額	101,618,716円

平成20年度決算額にはこども未来課から移管された99,633,581円を含む。

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成20年度決算額	20,684,026円
平成19年度決算額	6,402,781円
増 減 額	14,281,245円

平成20年度決算額にはこども未来課から移管された14,013,552円を含む。

化し、収入の確保に努めたい。

2. 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

生活保護返納金の収入未済については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状、催告状などの文書送付、電話、訪問等あらゆる機会を捉えて納付督促を行っている。

また、債権管理台帳等による適切な債権管理に努める一方、「生活保護返納金未収対策会議」を定期的を実施し、債権回収に向けて種々検討を行い、特に、保護廃止ケースからの回収を重点目標とし、廃止ケースの生活状況等を把握した上で、直接訪問し督促するなど、精力的に取り組んでいる。

なお、市町村合併により、県から吉野川市、阿波市に移管された生活保護世帯で、県が徴収すべき債権が残っている場合には、各市福祉事務所の協力を求め、情報交換しながら積極的な徴収に努めている。

その結果、平成20年度決算額で91,629,311円であった収入未済額のうち、平成21年12月末までに4,345,770円を収納した。

今後は、さらに管内市町村、民生委員等関係者と連携強化を図り、債務者や扶養義務者の生活状況を把握し、担当ケースワーカーと民生委員の同行訪問を定期的に行い、鋭意徴収に努めるとともに、被保護者に対して適正な収入申告の徹底指導、生活状況等の把握、収入状況の調査等を実施することにより、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

3. 母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

母子・寡婦福祉資金貸付金については、貸付申請時に担当者や母子自立支援員による面接を行い、制度の趣旨や連帯保証人の責任についての説明と適正な償還計画・口座振替を指導するとともに、償還開始の1カ月前には借受人にその旨通知するなど、口座振替が確実なものとなるよう徹底指導を行い、未収金の発生予防に努めた。

また、滞納が継続しているものについては「母子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し督促状や償還状況の通知を送付し、訪問や電話による償還指導をするほか、こども未来課から移管された3市分（徳島市、鳴門市、小松島市）については債務者の住所・連絡先を調査し、積極的に生活実態の把握に努め、償還再開へ結びつけている。

さらに、定期的な「未収金ケース検討会」を開催し、個々の滞納ケース等の対応方針の検討や重点督促ケースへの償還指導を強化するなど、組織的な対応による未収金の減少に努めた。

なお、滞納している借受人の中には、不安定就労や生活に困窮している者も多いことから、生活実態の把握にも努め、母子自立支援プログラム策定事業やひとり親家庭こども自立支援事業等を利用した就労支援にも取り組んでいる。

その結果、平成20年度決算額で母子福祉資金130,541,203円、寡婦福祉資金20,684,026円であった収入未済額のうち、平成21年12月末までに母子5,944,141円、寡婦630,843円を収納した。

今後とも市町村担当部局と連携し、適切な貸付実施による未収金の発生防止を図るとともに、債務者に対しては適切な償還指導を行い、より一層の収入確保に努めたい。

<農林水産政策課>

農業改良資金貸付金元金収入及び林業改善資金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成20年度決算額	24,085,366円
平成19年度決算額	18,968,909円
増減額	5,116,457円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成20年度決算額	6,759,402円
平成19年度決算額	7,379,402円
増減額	△620,000円

1 農業改良資金貸付金元金収入については、電話督促及び訪問面談による督促を行った結果、平成20年度決算で24,085,366円であった収入未済額のうち、平成22年1月28日現在で1,066,779円を収納し、未収額は23,018,587円となっている。

現在、延滞者の経営状況等を確認し、返済が困難な者に対しては分割納入を指導するとともに、平成21年12月に施行された「中小企業者等金融円滑化法」の趣旨を踏まえ、日本政策金融公庫資金への借り換えも併せて指導することにより、未収金解消に向けた取り組みを進めている。なお、今後も引き続きねばり強く債権回収を図っていく。

2 林業改善資金貸付金元金収入については、いずれも債務者が自己破産しており、保証人に電話及び文書で督促を行った結果、平成20年度決算で6,759,402円であった収入未済額のうち、410,000円を収納し、現在の未収額は6,349,402円となっている。

なお、経済的理由から支払額は少ないものの、償還は継続されており、引き続き債権回収を進めていく。

<用地対策課>

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成20年度決算額	581,227,428円
平成19年度決算額	586,227,428円
増減額	△5,000,000円

平成21年4月から12月の間、厳しい県財政の下、これまで以上に未収金対策に注力すべき必要があることなどを踏まえ、債務者（株式会社）の代表取締役に対して面談または電話による督促を12回にわたり行った。

代表取締役社長は、従前からの受注量が落ち込むなど、厳しい経営環境下であるが、最大限の金額の納付ができるよう努力するとの意思表示をし、平成20年度決算額で581,227,428円であった収入未済額のうち、平成21年12月末までに2,386,726円を収納した。また、1月以降も現在の受注量が落ち込まなければ、年度末にも納付するとの意思を示している。

債務者においては、自動車部品の加工を主たる業務としており、平成16年度以降は、社長が交代するなど経営状態が不安定であった平成18年度を除き、少額であるが黒字決算となっていたが、米国発の金融危機に端を発する新車販売台数の急激な減少による影響を受け、平成20年12月以降、受注量が落ち込み、収益が減り経営が厳しくなっている。

このように、債務者は多くの経営者が予想できなかった程の急激な景気悪化という非常に厳しい経営環境にさらされている。しかしなが

ら、厳しい県財政の下、従前にも増して未収金の解消に向けた努力が求められているので、百年に一度の経済危機と言われる現在の経済情勢を注視しつつも、債務者の償還意思と償還状況によっては、抵当権の実行等も視野に入れ、引き続きねばり強く回収に努める。

なお当然のことながら、今後景気が回復し、経営状態が改善した場合は、より一層の償還を求めていきたい。

<東部県土整備局（徳島庁舎）>

港湾使用料及び港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

港湾使用料の収入未済額の状況

平成20年度決算額	690,070円
平成19年度決算額	0円
増減額	690,070円

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成20年度決算額	32,430,396円
平成19年度決算額	40,445,669円
増減額	△8,015,273円

平成19年度に「滞納処分事務処理要領」を策定し、毎月「未収金対策会議」を開催して、対応状況等の進行管理を行っている。この取り組みにより、平成18年度末約6,440万円であった収入未済額が、平成19年度末約4,050万円、平成20年度末約3,320万円と減少しており、平成22年1月12日現在約2,850万円となっている。

1 港湾使用料

A（株）（649,990円）は、平成20年度末に他の係争案件が生じ資金繰りがさらに悪化し、毎月、納付指導等を行っているが納付に至っていない。なお、平成22年1月14日に徳島地方裁判所から、強制換価手続きに伴う「債権届出の催告書」が県に届いたことから、1月20日に徳島地方裁判所に対し未収金の交付要求をしている。

B（株）（40,080円）は、事実上倒産（登記のみで、実体なし）しており、代表取締役も心身の故障で施設に入所しているため、納付の見込みがない。このことから現在、差押えの準備のため金融機関に財産調査を依頼している。なお、未収金の原因となる占用物件は、既に第三者に譲渡されており、新たな未収金の発生はない。

2 港湾施設使用料

徳島海運（株）（23,513,886円）は、平成21年7月27日から破産手続が開始されており、平成21年8月4日に破産管財人に対して未収金の交付要求をしている。なお、平成20年度に全ての使用施設を返地させており、新たな未収金の発生はない。

（株）C（3,507,150円）は、毎月、納付指導を行っているが、昨今の厳しい経済情勢から納付に至っていない。平成20年12月に財産調査を実施したところ金融資産はなく、不動産資産は倉庫という結果であった。このことから、平成21年11月30日に「財産差押予告通知及び建物撤去（原形回復）請求予告」を、平成22年1月25日に倉庫の差押えを行った。今後は、公売を行うため、倉庫内にある物品の撤去を指導してまいりたい。

（有）D（786,990円）は、平成20年度末に他の係争案件が生じ資金繰りがさらに悪化しており、毎月、納付指導等を行っているが、納付には至っていない。差押えの準備のため、現在、金融機関に対し財産調査を依頼している。

（有）E（4,622,370円）は、分納指導を行い、平成22年1月7日を最後に納付が完了した。

<東部県土整備局（鳴門庁舎）>

河川海岸使用料及び港湾施設使用料の収入未済について、引き続き債務者の資産状況等を十分調査の上、債権の回収を図っていく必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成20年度決算額	344,750円
平成19年度決算額	188,854円
増 減 額	155,896円

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成20年度決算額	598,630円
平成19年度決算額	306,600円
増 減 額	292,030円

<南部総合県民局保健福祉環境部（美波庁舎）>

母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成20年度決算額	13,849,926円
平成19年度決算額	13,019,357円
増 減 額	830,569円

河川海岸使用料の未収について

滞納となっているのは1法人であり、実質的に稼働していない倒産状態で、会社の所有地及び代表理事宅は、競売手続が開始されている。

代表理事は、「競売後に財産があれば支払いたい」との意思を見せていたものの、平成21年末から会えない状況となっているが、引き続き、自宅訪問を継続し、支払を督促していく。

現在、金融機関等への財産調査中であり、今後、滞納処分可能な財産を発見した場合は、直ちに差押え・換価処分等の法的措置を実施し、収入確保に努めたい。

港湾施設使用料の未収について

滞納となっているのは2法人であり、それぞれの対応状況は次のとおりである。

1. 滞納法人Aに対しては、平成21年9月から年末までに、6回訪問し、口頭及び文書で督促をしているが、支払ってもらえない状況である。代表者からは、「どうにかして払いたい」旨の意思表示がなされており、引き続き口頭及び文書により支払を求めていきたい。また、財産調査を行った結果、平成21年11月25日現在、不動産、金融機関等には滞納処分可能な財産は発見できていないが、来年度においても再度財産調査を行い、新たな財産が発見できた場合には、滞納処分等の措置を講じたい。

2. 滞納法人Bについても、前記1と同様に財産調査を行ったが、不動産、金融機関等には滞納処分可能な財産は発見できていない。代表者は所在不明となっており、住民票等により所在調査するとともに、家族にも情報提供を求めているが、依然として連絡がつかない状況である。

引き続き、調査を継続し、所在が明らかになれば、口頭及び文書により支払を求めていきたい。

なお、2法人に許可をしていた港湾施設は、既に原形回復され、新たな使用はされていない。

貸付申請時において、担当者や母子自立支援員による面接により、制度についての十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始の1ヶ月前には借受人に償還が開始される旨を連絡し、口座振替指導をするなど、未収金の発生予防に努めた。

また、ケース検討会を随時実施し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、滞納となったものについては、借受人又は連帯保証人への督促状の送付、滞納状況の文書通知、電話や訪問による償還指導に努め、訪問指導を強化した結果、長期間償還の滞っていた2名の継続的な納入に繋げる等、未収金の縮減に一定の成果を挙げることができた。

なお、償還が滞っている世帯は、生活に困窮し償還できない者が多

数を占めていることから、母子自立支援員による各種相談指導や母子自立支援プログラム策定事業等の就労による自立支援事業にも積極的に取り組んでいる。

この結果、平成20年度決算額で13,849,926円であった収入未済額のうち、平成22年1月末までに439,027円を収納した。

今後も引き続き、収入未済額の縮減に努めたい。

<教育委員会学校政策課>

奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成20年度決算額	36,397,820円
平成19年度決算額	33,248,710円
増減額	3,149,110円

平成21年1月に作成した「徳島県奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき、毎月の納付状況を確認し、口座振替のできなかった者に対して納付書を送付するとともに、納付状況に応じて督促通知を送付するほか、生活状況を確認するための家庭訪問を実施し、返還猶予を希望する者については、その手続きを行った。

以上の取組の結果、平成20年度決算額で36,397,820円であった収入未済額のうち、平成22年1月14日までに、2,437,560円を収納した。

また、新たな未収金発生を防止するため、今年度から返還の始まった者についても納付状況に応じて、電話による返還指導等を行うとともに、来年度から返還の始まる高校生に対して債務者としての自覚を促すなどきめ細かな返還指導をするために、県内各高等学校の奨学金担当者に対する説明会を実施した。

さらに、今後、債権を整理することも視野に入れた債権管理を徹底するため、滞納者ごとに交渉の経緯等を整理した滞納者台帳を整備した。

今後も引き続き、適切な債権管理を行うとともに、滞納者に対する指導や督促を実施し、一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

<警察本部会計課>

過料等について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

過料等の収入未済額の状況

平成20年度決算額	1,813,000円
平成19年度決算額	1,858,000円
増減額	△45,000円

未収となっている放置違反金については、所在不明者の所在調査、反復継続した督促の実施、銀行預金等の財産差押え、車検拒否制度の適用、面接等による現場徴収等により、平成20年度決算額で1,813,000円(120件)あった収入未済額のうち、平成22年1月末までに、552,000円(36件)を収納した。

なお、今後とも積極的な収入未済金の徴収に努めるとともに、新たな収入未済の発生を防止することとする。

2 契約事務で適切でないもの

<管財課>

清掃業務の委託契約を一者随意契約により執行しているが、契約事務の透明性の確保及び競争原理の導入を図る必要がある。

清掃業務の委託契約については、平成20年度から関係部局が集まり、清掃委託業務に関する研究会を立ち上げ、透明性を向上させた共通仕様書及び積算基準を作成した。

平成21年度の委託契約は、研究会の成果である共通仕様書及び積

		<p>算基準を使用することにより、契約事務の透明性の確保を図った。</p> <p>また、平成22年度の委託契約にあたっては、共通仕様書及び積算基準により契約事務の透明性の確保に努めるとともに、清掃内容の効率化など委託内容をより一層厳しく見直すことにより、清掃業務の質を極力維持しながら委託料の大幅な削減を図ることとしている。</p> <p>今後とも、契約事務の透明性の確保のため研究会において研究を深めるなど精査・検討を進めるとともに、清掃業務に関しての競争原理の導入についての検討も、引き続き行って参りたい。</p>
	<p><中央病院> 清掃業務の委託契約を一者随意契約により執行しているが、契約事務の透明性の確保及び競争原理の導入を図る必要がある。</p>	<p>清掃業務委託契約について、公平性・透明性を確保するためには、競争原理の導入は重要な課題であると考えており、平成20年度に関係部局とともに立ち上げた清掃委託業務に関する研究会において、客観的な委託料の積算基準や仕様書の作成、契約方法等について検討を行っており、平成21年度の委託契約においては、研究会で作成した共通仕様書を採用し、契約事務の透明性の確保を図った。なお、院内においても、今年度、業務委託契約全般の見直しを行う委員会を新たに立ち上げ、仕様内容や契約方法を見直し、やむを得ず随意契約を行う場合でも、プロポーザル方式を取り入れるなど、公平性・透明性を確保するための取り組みを行っている。</p> <p>また、清掃業務委託の金額については、契約相手方との交渉により、平成19年度以降、減額あるいは金額を据え置いたまま仕様内容を増加させ実質的な減額に努めているところであり、平成22年度の委託契約についても、清掃箇所を増やす予定としているが、委託料総額は据え置くことにより、実質的な経費の抑制を図ることとしている。</p> <p>今後とも、関係部局と協力しながら、公平性・透明性の確保のための検討を進めるとともに、競争原理の導入についての検討も進める。</p>
<p>3 給料の支給で適切でないもの</p>	<p><東部農林水産局〈吉野川庁舎〉> 職員が欠勤により勤務しなかった場合は、その勤務しなかった1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すべきであったにもかかわらず、給与の減額がなされていないものがあった。今後、このようなことがないよう、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>欠勤により給与を減額すべき該当者が既に退職しているため、本人に対して減額すべき給与額の納入通知を行い、本人からは納期限内に全額納入された。</p> <p>現在、研修などにより職員の給与事務に対する資質向上に努め、複数の職員によるチェックを行うなど、再発防止に取り組んでいる。</p>
<p>4 超過勤務手当の支給で適切でないもの</p>	<p><観光戦略局にぎわいづくり課> 平成19年度及び平成20年度の定期監査において、超過勤務手当の支給誤りがあったにもかかわらず、平成21年度の定期監査においても多くの誤りが確認された。今後、このようなことがないよう、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>週休日の振替を行った際の超過勤務手当の支給誤りが多かったことから、各職員に対して週休日の振替制度の周知を図るとともに、今年度から導入している総務事務システムの操作について、再度指導を行った。</p> <p>また、従来からの担当リーダー及び決裁権者が内容を確認し決裁をすることに加え、総務担当が月2回程度チェックをし、月例報告時には最終チェックを行う体制に強化した。</p>